

基本目標4
人と自然が共生するまち

基本目標 4 / 施策の方向 1



29. 自然環境・生物多様性

現状と課題

- 本市には、北部の里山や斜面林、梨畑、市街地に残るクロマツなど、身近に緑を楽しむことができる自然環境が残っています。また、江戸川に代表される河川をはじめ、大町自然観察園の長田谷津や市民に開放された国分川調節池緑地や大柏川第一調節池緑地、南部には行徳近郊緑地や海辺に面した三番瀬などがあり、これらの良好な緑地環境や水辺環境は、動植物の生息・生育の場として重要な空間となるだけでなく、身近に自然と触れ合うことのできる場であるため、積極的な保全が求められています。
- 令和2年度(2020年度)に、身近に自然を楽しみながら環境について学べる拠点として、行徳野鳥観察舎「あいねすと」を開設しました。今後も自然と触れ合える環境を創出していくことが大切となります。
- 平成26年度(2014年度)に「生物多様性いちかわ戦略」を策定し、生物多様性を保全し、その恵みを将来の世代に引き継いでいくための持続可能な利用を進めており、今後も引き続き生物多様性の推進に向け取り組む必要があります。

- 未来へのアプローチ -



市民満足度 (%) 【現状値】	27.1
--------------------	------

取り組み

(中分類1) 自然環境の保全と生物多様性の推進 (所管部：環境部)

生き物たちの生息の場であるとともに、市民の財産でもある市内の自然を守り育てるため、「生物多様性国家戦略」と整合を図りながら、生物多様性の保全と、持続可能な利用の総合的かつ計画的な推進を目指して、生物多様性いちかわ戦略を策定しました。

生物多様性の重要性が広く認識され、多様な主体による新たな行動につながるよう市民、事業者、市のそれぞれに関する施策に生物多様性の考え方を反映させます。

また、様々な主体が、自然環境とのつながりの大切さを認識し、そのめぐみを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を目指し、豊かな自然を次世代につないでいきます。

(小分類)

- ・ 市内の自然環境の実態調査
- ・ 生物多様性の考え方を市の施策に反映
- ・ 生物多様性の理解を広める

(中分類2) 自然と触れ合える機会の創出 (所管部：環境部)

地域の自然環境、生物多様性を確保していくためには、市民やNPO、民間事業者などとの関わりが欠かせないことから、広く地域の自然環境への関心と理解を高めるため、自然環境に関する情報提供や環境学習の機会づくりを進めます。また、市の各部門が連携し、公園、緑地、河川・水辺などにおいて環境学習の取り組みを推進します。

(小分類)

- ・ 自然環境講座等の開催
- ・ 生物多様性セミナー等の開催
- ・ 生物多様性モニタリング調査の実施

部門別計画

生物多様性いちかわ戦略／環境部

基本目標 4 / 施策の方向 1



30. 公園・緑地

現状と課題

- 人口減少や少子高齢化が進む中で、公園や緑地には、これまで求められてきた都市環境の改善、防災、レクリエーションの場の提供といった機能のほかに、健康寿命の延伸につながる日常の運動の場や、希薄となった社会的なつながりを補強するコミュニケーションの場といった総合的な機能が求められています。
- 市内の都市公園は、令和3年度（2021年度）末時点で420箇所、全体面積179.72haとなっており年々増加しています。市民一人あたり都市公園面積は3.66㎡で、千葉県平均の7.05㎡と比較して低い水準であり、今後も引き続き都市公園を増やし、魅力を高めていくことに加え、既存の公園の老朽化対策にも取り組んでいく必要があります。
- 公園の清掃や花壇の花植え、管理などのボランティア活動を支援するとともに、民間の活力やノウハウを含めた維持管理の視点が求められます。
- 市内には、都心に近いながらも黒松や樹林地など多くの緑地が残されています。引き続き貴重な緑地や黒松、巨木を保全するとともに、ヒートアイランド現象の緩和や雨水貯留浸透機能を高めるためにも、市街地の緑化を進めていく必要があります。
- 建築物の高さや規模を抑えるなど、開発行為に対して一定の規制をすることで、緑あふれた秩序ある街並みを維持し、将来まで調和のとれた街の景観を維持していくことが大切であり、風致地区の指定を行っています。

- 未来へのアプローチ -



市民満足度 (%) 【現状値】	38.7
--------------------	------

取り組み

(中分類1) 魅力ある公園の整備 (所管部：水と緑の部)

歩いていける距離に人々が遊び場や安らぎの場を持てるよう、既存の公園の有効活用を図るとともに、適切な都市公園の整備を行います。また、動植物園や防災公園など、それぞれの公園の特色を活かし、安全・安心な公園整備をすすめることなどにより、都市公園の魅力を高めていきます。

(小分類)

- ・ 公園の適正な整備、維持管理
- ・ 公園内遊具の点検などを通じた公園利用の安全性の確保
- ・ 宅地開発条例等により設置した公園の寄付受け入れ及び市による維持管理
- ・ ぴあぱーく妙典（下妙典公園）の整備による憩いの場の創出

(中分類2) 緑地の保全 (所管部：水と緑の部)

潤いと安らぎあふれる緑豊かなまちを実現するための具体的な取り組みとして、市民・事業者・行政など多様な主体との協働によるガーデニング活動を推進するとともに、公共施設や民有地においては、公園・緑地の整備、屋上緑化、壁面緑化、生垣等の緑化の推進、民有林や社寺林の保全等を図り、生活に潤いや親しみをもたらすまちづくりを進めていきます。

(小分類)

- ・ いちかわオープンガーデンの周知
- ・ 生垣設置等の緑化推進
- ・ 市川市花と緑のまちづくり財団を通じた花と緑の講座の開催

部門別計画

市川市みどりの基本計画／水と緑の部

市川市公園施設長寿命化計画／水と緑の部

基本目標 4 / 施策の方向 1



3 1. 水辺

現状と課題

- 本市には、江戸川や真間川をはじめとする9つの一級河川の他に、北部には湧水の豊かな大町公園、じゅん菜池緑地や大柏川第一調節池緑地などの水辺を生かした都市公園、南部には行徳近郊緑地や東京湾・三番瀬に面した海岸など、都市部にありながら日常的に水と触れ合える環境が存在しています。このような水辺のうち、大柏川上流部の改修にあたっては、瀬と淵を保全・再生し、自然石や植生を利用した緩傾斜護岸を採用するなど、河川が本来有している多様性に富んだ自然環境や景観の保全・創出を図る「多自然川づくり」による河川整備を進めてきました。
- 三番瀬を望む行徳臨海部は、埋立事業により形成された工業地帯であり、本市の都市づくり及び財産基盤の確立において大きな役割を果たしています。その反面、埋立により失われた貴重な自然環境である三番瀬の保全に関する要望が届いていることから、漁場再生や自然環境の再生などに取り組んだうえで、漁業者を含む関係者の合意形成を進めることで、生態系に配慮した自然と産業が共存する、安定的で持続可能な環境保全の形成を進める必要があります。
- 豊かな水辺環境は人々に潤いと安らぎを与え、市民の憩いの場であると同時に環境学習の場としても活用されています。また、動植物の生息・生育の場としても重要な環境であるため、引き続き自然環境の保全に配慮しながら、市民が水に親しむ空間として活用していくことが求められています。

- 未来へのアプローチ -



市民満足度 (%) 【現状値】	26.5
--------------------	------

取り組み

(中分類1) 水辺の環境の保全 (所管部：水と緑の部・行徳支所)

生態系に配慮した自然豊かな水辺づくりとなる多自然川づくりに基づいた河川の整備・管理により、水辺の自然環境や景観を保全します。

埋立により失われた貴重な自然環境である三番瀬の保全に関する要望に対応していきます。

(小分類)

- ・ 多自然川づくりによる水辺環境の保全
- ・ 漁場再生や自然環境の再生等、漁業者を含む関係者との調整

(中分類2) 水辺を活用したまちづくり (所管部：企画部・水と緑の部)

本市を流れる江戸川や真間川の水辺を活用することにより、憩いと潤いある生活空間を創出するとともに本市の魅力の向上を図るため、水辺を活用したまちづくりを推進します。

(小分類)

- ・ 市民との協働による水辺のまちづくりに関する政策の調査研究・関係施策の推進
- ・ 水辺への関心、親しみを高める取り組みの推進

部門別計画

市川市みどりの基本計画／水と緑の部

基本目標 4 / 施策の方向 2



3 2. 地球環境

現状と課題

- 地球温暖化は地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題となっています。
- すべての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であることに鑑み、令和 2 年（2020 年）10 月に菅首相が所信表明で 2050 年度までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを宣言し、令和 3 年（2021 年）4 月には、2030 年度の国内の二酸化炭素排出量を従来目標から 20%底上げして、2013 年度比で 46%の削減を目指すことが発表されました。
- このように地球温暖化対策は世界共通の重要な課題として認識されている中で、今後、行政施策を行っていくうえで、環境に関する視点や評価を加味して進めて行くことが避けられない状況となっています。
- 本市では令和 4 年（2022 年）2 月に、2050 年までに二酸化炭素の排出量実質ゼロを目指すカーボンニュートラルシティを表明しており、今後は意欲的な目標を定めて、より一層の二酸化炭素排出削減に取り組んでいきます。
- 身近な環境を守り、持続可能な地球環境を構成するためには、市の取り組みだけではなく、市民や事業者の環境に対する意識を高め、一人ひとりの生き方が地球環境に繋がっていることを意識して、持続可能なまちを作れるように取り組むことが重要です。

- 未来へのアプローチ -



市民満足度 (%) 【現状値】	14.0
--------------------	------

取り組み

(中分類1) カーボンニュートラルの実現に向けた取り組み (所管部：環境部)

住宅、中小事業者等への太陽光発電設備の導入や建物の省エネ改修、市民、事業者などの電気自動車等の購入を促進することで、地域で排出される二酸化炭素を削減します。

ごみの減量・資源化を推進し、廃棄物に含まれる廃プラスチック類・合成繊維の焼却量削減を目指します。廃棄物発電、太陽光発電などの地域資源を活用・循環させることにより、市内のエネルギー地産地消、再生可能エネルギーの利用を推進します。

(小分類)

- ・ 二酸化炭素排出量の削減
- ・ 廃プラスチック類・合成繊維の焼却量削減
- ・ 再生可能エネルギー利用の推進

(中分類2) 環境に関する理解と意識の醸成 (所管部：環境部)

地球温暖化問題に対応するために、市民生活や事業活動からの温室効果ガス排出量の削減に結びつく様々な事業を推進します。また、市民や事業者が自主的に地球温暖化対策に取り組む機会を提供するとともに、協働できる仕組みを整備します。

(小分類)

- ・ 地球環境学習の推進
- ・ 地球環境に関する情報提供と周知啓発

部門別計画

市川市環境基本計画／環境部

市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）／環境部

市川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）／環境部

市川市地域エネルギー計画／環境部

基本目標 4 / 施策の方向 2



3 3. 生活環境

現状と課題

- 市民の生活環境を取り巻く問題として、大気汚染や水質汚濁のほか、より生活に身近なものとして騒音や振動、悪臭などが挙げられ、これらに適切に対処し、生活環境の向上を目指していくことが求められています。
- 大気環境や水環境については、環境基準を満たす程度まで改善が進んできており、更なる改善に向け、監視、規制、指導と併せて、生活排水対策、光化学オキシダントへの対応に取り組んでいくことが重要となります。
- 騒音や振動、悪臭については、都市化の進展による過密化や住工混在化、テレワークの増加といったライフスタイルの変化などにより近年増加しており、事業活動や日常生活における環境負荷の低減に努めていく必要があります。
- 本市では、平成 15 年（2003 年）に「市川市民等の健康と安全で清潔な生活環境の保持に関する条例（通称：市民マナー条例）」を制定し、路上喫煙や吸い殻・空き缶等のポイ捨て、飼い犬のフンの放置問題などに取り組んでいます。健康増進法が改正されたことにより、飲食店等が原則屋内禁煙となり、ここ数年は、過料件数やポイ捨ての件数が増加していることから、市民マナー条例の目的である、健康で安全かつ清潔な都市の実現に向けて、改めて取り組んでいく必要があります。

- 未来へのアプローチ -



市民満足度 (%) 【現状値】	19.4
--------------------	------

取り組み

(中分類1) 良好な生活環境の保全 (所管部：環境部)

大気環境や水環境等の現況を把握し、また、工場・事業場への規制、指導を行うことにより、生活環境を保全し、快適で住みよい環境の実現を目指します。

(小分類)

- ・ 大気環境の保全
- ・ 水環境の保全
- ・ 地質環境の保全
- ・ 騒音、振動及び悪臭の防止
- ・ 化学物質等の適正な管理
- ・ 放射能対策の推進

(中分類2) 安全で清潔な生活環境の保持 (所管部：市民部)

市民、事業者等と協力して、歩きたばこやポイ捨ての禁止など、生活環境の保持に関する意識の啓発を積極的に進め、市民一人ひとりのルールを確立し、市民マナーの向上を図ります。

また、地域の生活環境の保持に関する市民や事業者の活動を支援し、健康で安全かつ清潔な都市の実現を目指します。

(小分類)

- ・ 市民マナー条例の推進
- ・ 生活環境の保持に関する意識の啓発
- ・ 市民一人ひとりのルールの確立
- ・ 市民、事業者の生活環境の保持に関する活動支援

部門別計画

市川市環境基本計画／環境部

市川市生活排水対策推進計画／環境部

基本目標 4 / 施策の方向 3

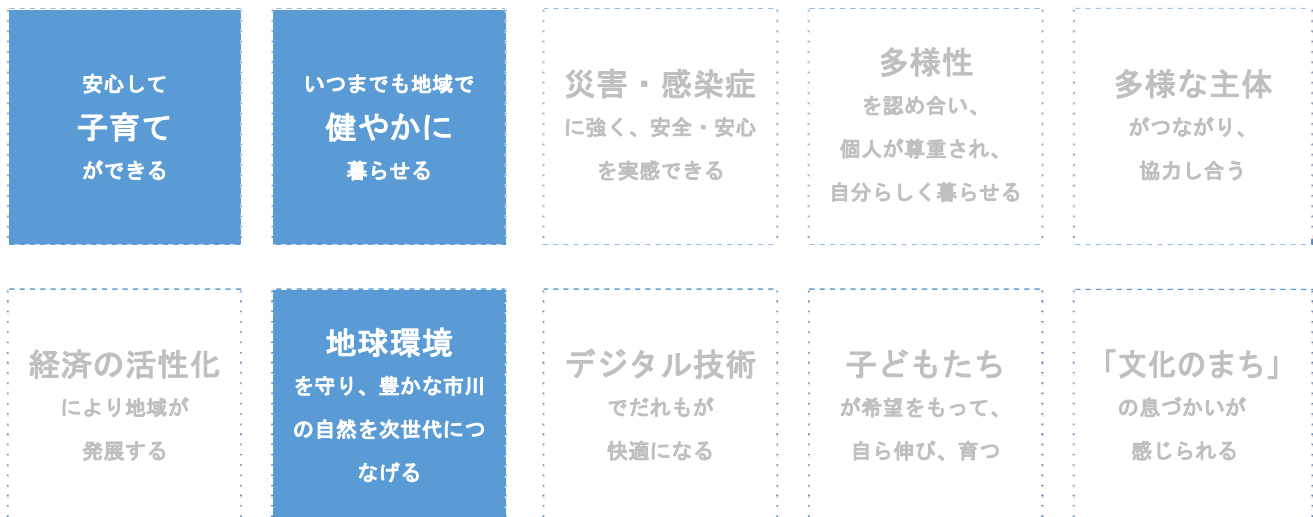


3 4. 資源循環型社会

現状と課題

- 新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化などから、令和元年度（2019 年度）及び令和 2 年度（2020 年度）は、家庭ごみが若干増加しました。令和 3 年度（2021 年度）には以前の水準に戻りつつありますが、ごみの減量に努める必要があります。
- 市内に最終処分場を持たない本市にとって、ごみの発生抑制は資源循環型社会の実現に向けた取り組みの中でも最重要課題であるため、3R（リデュース：廃棄物の発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）に取り組むことで、さらなるごみ減量に向けた施策を進めていく必要があります。
- 燃やすごみの中に分別すれば資源化が可能なものが多量に混入している状況を踏まえ、今後も分別排出の徹底を通じて、燃やすごみを継続して削減していく必要があります。
- 近年は海洋汚染や地球温暖化等の環境問題に関連して、プラスチックごみ削減への取り組みが強く求められていることから、本市においても新たな減量施策を検討していく必要があります。
- 平成 6 年（1994 年）に稼働を開始した現クリーンセンターは老朽化が進んでおり、今後も市内で発生するごみを滞りなく処理していくため、次期クリーンセンターを整備が計画されています。

- 未来へのアプローチ -



市民満足度 (%) 【現状値】	30.2
--------------------	------

取り組み

(中分類1) 3Rの推進 (所管部: 環境部)

循環型社会形成に向けた取り組みの優先順位に基づき、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を適切に分担して、3R（リデュース＝燃やすごみやプラスチックごみといった廃棄物の発生抑制、リユース＝再使用、リサイクル＝再生利用）に取り組むことで、限りある地球の天然資源の消費を抑制するとともに、廃棄物処理に伴う環境への負荷を低減し、持続可能な社会の構築に貢献していきます。

(小分類)

- ・ 廃棄物の発生の抑制
- ・ 資源の循環的な利用の推進

(中分類2) 廃棄物の適正処理の推進 (所管部: 環境部)

ごみの排出ルールが守られるよう各家庭や事業所への周知・啓発を行い、不適正排出や不法投棄を防止します。

また、将来に向けて安定したごみ処理体制を確保するため、現クリーンセンターに代わる次期クリーンセンターの整備事業を進めます。建替えにあたっては、効率的な熱エネルギーの回収等により環境負荷の低減に寄与すると共に、大規模な災害に対しても強靱な処理システムの構築を目指します。

なお、次期クリーンセンターの稼働開始までは、現クリーンセンターを安定稼働させるため、適切な予防保全や修繕を計画的に行っていきます。

(小分類)

- ・ 廃棄物の適正排出の確保
- ・ 廃棄物処理施設の整備・適切な運営管理
- ・ 次期クリーンセンターの整備

部門別計画

市川市環境基本計画／環境部

いちかわじゅんかんプラン21（市川市一般廃棄物処理基本計画）／環境部

